

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行(後)	旧	新	修正理由
38	44	<p>(4) <u>窓ガラスや外壁・屋外看板等の落下防止及びブロック塀等の転倒防止</u> <u>窓ガラス等の破損や外壁・屋外看板等の落下及びブロック塀等の転倒の危険性を周知するとともに、補強方法等の普及啓発を図り必要に応じて改善指導を行う。</u></p>	<p>(4) <u>ブロック塀等の倒壊防止及び窓ガラスや外壁・屋外看板等の落下防止</u> <u>ブロック塀等の倒壊防止及び窓ガラス等の破損や外壁・屋外看板等の落下の危険性を周知し、必要に応じた指導・助言及び危険ブロック塀等の撤去に対する補助を行う。</u></p> <p><u>ア 「危険ブロック塀等撤去工事補助制度」について</u> <u>(ア)危険ブロック塀等の撤去補助の対象</u> <u>通学路等に接して設けられている高さ1m以上の倒壊の恐れのあるブロック塀等を全部撤去又は1m未満の高さにするもの。</u> <u>(イ)補助の限度</u> <u>撤去に要する費用と撤去するブロック塀の長さ1m当たり17,400円を乗じた金額のいずれか低い額の2分の1で15万円を限度とする。</u></p> <p><u>イ その他窓ガラス、外壁タイル、屋外看板等の落下防止について</u> <u>必要に応じた指導・助言を行う。</u></p>	<p>危険ブロック塀等撤去工事補助制度創設に伴う修正</p>
39	12	<p>3 既存施設に対する安全性の確保 「新潟市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震対策や老朽建築物の建て替え等を促進する。</p>	<p>3 既存施設に対する安全性の確保 「新潟市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震対策(削除)等を促進する。</p>	<p>新潟市建築物耐震改修促進計画との整合性を図るため</p>

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行(後)	旧	新	修正理由
41	13	「空港土木施設の設計基準・同解説平成20年7月、平成27年4月一部改訂」等に従う。	「空港土木施設の設置基準・同解説平成20年7月、平成29年4月一部改訂」等に従う。	誤記の修正及び基準の改訂による年度の修正
44	13	エ 老朽管改良・経年管更新事業の推進 耐震性が低く漏水事故割合が高い老朽管（石綿セメント管）と経年管（鋳鉄管やねじ込み鋼管等）の計画的更新を進める。特に腐食性土壌地域に埋設されている経年管は、～～～更新を進める。	エ 管路施設の計画的更新 漏水事故の未然防止を図り、安定給水を確保するため、アセットマネジメント手法を取り入れ、更新周期を設定し、老朽化した管路施設（基幹管路・配水支管）を中心に計画的に更新する。特に腐食性土壌地域に埋設されている老朽管（鋳鉄管やねじ込み鋼管等）は、～～～更新を進める。	水道局マスタープランとの整合を図るため
50	22	4 市民と地域、事業所の役割 (1)市民の役割 ～初期消火技術の習得に努め、 <u>住宅用火災警報器、消火器、スプリンクラー等</u> の住宅用防災機器の設置と防災製品の普及に努める。	4 市民と地域、事業所の役割 (1)市民の役割 ～初期消火技術の習得に努め、 <u>消火器や住宅用火災警報器等</u> の住宅用防災機器の設置及び維持管理と防災製品の普及に努める。	住宅用火災警報器の設置義務化から10年を経過し、維持管理が必要であるため。
55	(1) イ	医療関係団体<表>新潟市医師会、新潟市歯科医師会、新潟市薬剤師会、新潟県看護協会	医療関係団体<表>新潟市医師会、新潟市歯科医師会、新潟市薬剤師会、新潟県看護協会、 <u>日本赤十字社新潟県支部</u>	追記
59	9	1 非常用食料及び生活必需品の確保 災害に備えて、市民の食料等の備蓄や市の <u>地域備蓄拠点</u> での備蓄、	1 非常用食料及び生活必需品の確保 災害に備えて、市民の食料等の備蓄や市の <u>指定避難所及び備蓄拠点</u> での備蓄、	避難所での分散備蓄を行っているため。
59	21	なお、備蓄物資の中で保存期限のあるものについては、 <u>適宜入れ替え若しくは点検整備</u> を実施し、品質管理及び機能の維持に努める。	なお、備蓄物資の中で保存期限のあるものについては、 <u>適宜入れ替え又は点検整備</u> を実施し、品質管理及び機能の維持に努める。	字句修正

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行 (後)	旧	新	修正理由
59	38	(エ) 備蓄場所 市が指定した公共施設等を利用して各地域に備蓄拠点を設けて備蓄する。また、災害の種別に関わらず、速やかな物資配布が可能となる備蓄場所の確保に努めるとともに、発災時すぐに必要となる物資の、避難所への分散備蓄を併せて推進する。	(エ) 備蓄場所 災害の種別に関わらず、速やかな物資配布が可能となる備蓄場所の確保に努めるとともに、発災時すぐに必要となる物資の、避難所への分散備蓄を推進する。併せて、市が指定した公共施設等を利用して各地域に備蓄拠点を設けて備蓄する。	避難所での分散備蓄を主として記述
60	37	5 市民及び事業所の役割 (1) 市民の役割 カ その他災害時に必要な物資（毛布や携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。	5 市民及び事業所の役割 (1) 市民の役割 カ 車両の燃料を常に半分以上としておくなど、車両の燃料を確保するよう努める。 キ その他災害時に必要な物資（毛布や携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。	県防災計画修正案の反映
64	下から	資料編 表2-1-15-2	資料編 表2-3-3-2	参照する表番号の誤り
64	33	2 要配慮者に対する対策 (1) 情報伝達システム等の整備 介助支援の必要な要配慮者を対象に、自動通報装置や聴覚障がい者用通信装置、簡易非常警報器等の各種情報機器の設置拡大に努める。	2 要配慮者に対する対策 (1) 情報伝達システム等の整備 介助支援の必要な要配慮者を対象に、自動通報装置や聴覚障がい者用通信装置（削除）等の各種情報機器の設置拡大に努める。	事業廃止のため
68	1	等学校等から指定する。 ただし、地震発生後の状況によってはこれに該当しない公の施設等であっても避難所として開設することができる。	等学校等から指定する。指定避難所のうち、発災当初は開設せず、災害状況に応じて開設する避難所を補助避難所とする。 (削除)なお、地震発生後の状況によっては(削除)指定避難所に該当しない公の施設等であっても避難所として開設することができる。	補助避難所について説明するため。

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行(後)	旧	新	修正理由
68	6	(3) 福祉避難所の指定 避難所において共同生活が難しい要配慮者等のため、バリアフリー化されているなど、要配慮者等の利用に適している施設など。	(3) 福祉避難所の指定 避難所において共同生活が難しい要配慮者等のため、バリアフリー化されているなど、要配慮者等の利用に適している施設などから指定する。	他の項と表現を統一
72	3	<u>災害時にボランティアが活動しやすい環境の体制整備を進めるとともに、ボランティアと行政との間の信頼関係を確立し、連携協力の体制づくりを図る。</u>	<u>被災者の多様なニーズに対応するため、災害ボランティアが活動しやすい体制整備を進めるとともに、連携協力の体制づくりを図る。</u>	被災者のためのボランティア活動であること。ボランティアと行政の信頼関係は明記不要では。
72	8	1 <u>災害ボランティアの活動分野</u> (項目全て)	同ページ3へ移動 3 <u>災害ボランティア活動内容の例</u>	活動分野ごとの区分は細かく行わない。220ページにも同内容があるが、この節での活動例が必要なら3で残す。
72	8	(1)避難所運営 ~ (9) その他の支援、以下2行	3 <u>災害ボランティア活動内容の例</u> ・がれきの撤去・分別 ・泥だし、室内清掃 ・引っ越しの手伝い ・物資等の仕分け ・炊き出し ・災害ボランティアセンター運営の手伝い ・こころのケアや交流活動の手伝い ・コミュニケーション支援	ボランティア活動内容を修正。「避難所運営、食事支援、給水活動」は自治体の役割。ボランティアはその支援を行う。 (項目は、広島市・広島市社協のガイドブックを参考にした)
72	23	2 <u>災害ボランティア受け入れのための事前体制の整備</u> 市社会福祉協議会は災害ボランティアの受け入れを円滑に行うため、 <u>災害ボランティアの研修やボランティアの事前登録、ボランティアコーディネーターの育成などの事前体制の整備を推進・支援する。</u>	2 <u>災害ボランティア受け入れのための事前体制の整備</u> 市社会福祉協議会は災害ボランティアの受け入れを円滑に行うため、 <u>下記を進める。</u>	下記に出てくる内容のため、省略。

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行(後)	旧	新	修正理由
72	27	(1)災害ボランティアの研修 市社会福祉協議会は、 <u>ボランティアの自発的で自由な意思による活動を効果的に展開できるよう、研修等を行う。要員の養成を推進するとともに、活動上必要な知識や技術を提供する。</u>	(1)災害ボランティアセンターの設置訓練 市社会福祉協議会は、 <u>ボランティア活動を効果的に展開できる災害ボランティアセンターを運営できるよう、関係機関や地域団体と共にセンターの設置訓練・研修等を行う。</u>	災害ボランティアを研修するのではなく、センター運営の訓練や研修を進めている。
72	30	(2)災害ボランティアの事前登録 市社会福祉協議会は個人・団体を問わず災害ボランティアの事前登録を進める。 <u>その際、医療・福祉などの資格や特技を必要とするボランティアについても事前登録を進める。</u>	(2)災害ボランティアの事前登録 市社会福祉協議会は個人・団体を問わず災害ボランティアの事前登録を進める。 <u>(医療・福祉などの資格や特技を必要とするボランティアを含む。)</u>	表現重複のため省略
72	34	(3)災害ボランティアリーダーの養成 市社会福祉協議会は <u>～ 努める。</u>	<u>(削除)</u>	災害ボランティアリーダー養成の考え方は、(1)と次のボランティアコーディネーターに入っている。
72	39	(4)ボランティアコーディネーターの養成 市社会福祉協議会は、被災者のニーズと災害ボランティアの意向をマッチングし、 <u>ボランティアの派遣調整や活動指示といった活動体制の組み立てを行う</u> ボランティアコーディネーターを養成するよう努める。	(3)ボランティアコーディネーターの養成 市社会福祉協議会は、被災者のニーズと災害ボランティアの意向をマッチングし、 <u>活動調整を行う</u> ボランティアコーディネーターを養成するよう努める。	ボランティアに対し、「派遣」「指示」といった語句は使用しない。 文章を簡略にした。
72	43	(5)災害ボランティア活動に関する普及啓発 市社会福祉協議会等は、市民に対し <u>救護</u> ボランティア活動に関する普及活動を行う。	(4)災害ボランティア活動に関する普及啓発 市社会福祉協議会等は、市民に対し <u>災害</u> ボランティア活動に関する普及活動を行う。	語句修正 救護 → 災害
72	45	(6)関係機関等のネットワークの推進 市社会福祉協議会等は、平常時から登録ボランティア団体または活動団体が、地域や各拠点において相互に <u>交流・協力を深め、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。</u>	(5)関係機関等のネットワークの推進 市社会福祉協議会等は、平常時から <u>関係機関や活動団体</u> が、地域や各拠点において相互に <u>連携</u> を深め、それぞれの主体的活動を <u>活かせるよう、ネットワーク構築に努める。</u>	語句の修正

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行 (後)	旧	新	修正理由
73	2	(7)資機材の整備	(6)資機材の整備	番号修正
73	6	3 災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備	1 災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備	番号修正 この項目を最初に移動
73	12	(2)市は市社会福祉協議会等と市災害ボランティアセンターとの情報共有の方法を定めておく。	(2)市は市社会福祉協議会等と、災害ボランティアセンターについて情報共有の方法を定めておく。	表現を変えわかりやすくした。

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行 (後)	旧	新	修正理由
87 ～ 88	7	<p>1 新潟地方気象台の観測・通報体制 <u>新潟地方気象台は、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握及び防災情報の質的向上を図り、適時・適切に提供するために、観測・監視体制の強化を図る。</u> <u>(1)地上気象観測体制（気象官署等）</u> <u>(2)地域気象観測通報システム体制</u> <u>(3)観測所の種別</u> <u>(4)気象レーダー観測体制</u> <u>(5)高層気象観測体制</u> <u>(6)観測成果の活用</u></p>	<p>1 新潟地方気象台の観測体制 <u>(1)地上気象観測</u> <u>気象台、特別地域気象観測所で気圧、気温、湿度、風向、風速、降水量、日照時間などの地上気象観測を行っている。また、集中豪雨などの局地的な気象の把握を目的として、自動観測を行うアメダス（地域気象観測システム）により、降水量の観測を行っている。一部のアメダスでは降水量に加えて、気温、風向、風速、日照時間、積雪の深さの観測も行っている。</u> <u>(2)レーダー気象観測</u> <u>気象庁は、全国約20か所に気象レーダーを設置している。気象レーダーは降水の三次元分布を広範囲・高分解能で瞬時に連続して観測できることから、台風や豪雨（雪）時には、降水域の範囲、強さ、移動等を把握する上で有効である。</u> <u>(3)高層気象観測</u> <u>高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国16か所）とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国33か所に設置され、地上約10kmまでの風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。</u> <u>(4)静止気象衛星</u> <u>東経140度付近の赤道上の高度約35,800kmの静止気象衛星「ひまわり」を用い、日本を含む東アジア・西太平洋地域の広い範囲を24時間・高頻度で常時観測を行い、雲や台風等の解析などを行っている。</u> <u>「(5)」項以下は削除</u></p>	<p>「気象業務は今」平成30年6月発行による修正</p>

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行 (後)	旧	新	修正理由
108	24	<p>イ 気象情報等 (ア)気象情報 <u>気象等の予報に係るある台風、大雨、その他の災害が予想される気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に注意・警戒を呼びかける事を目的としたものと、特別警報・警報・注意報発表中にその内容を補い、それらの効果をより高める事を目的としたものがある。新潟地方気象台はこれらの情報を発表する。</u></p>	<p>イ 気象情報等 (ア)気象情報 <u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</u></p>	<p>気象情報の説明について簡潔に整理。</p>
108	37	<p>イ 気象情報等 (ウ) 記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような<u>激しい</u>短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象情報の一種として発表する。</p>	<p>イ 気象情報等 (ウ) 記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような<u>猛烈な</u>短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、<u>府県</u>気象情報の一種として発表する。</p>	<p>気象庁の「記録的官時間大雨情報」の説明表現に統一</p>
112	表	<p>避難情報 ・ 自主避難の状況 ・ <u>避難情報の発令状況</u> ・ 避難世帯数及び避難者数 ・ 避難所の設置状況 区本部 福祉対策部</p>	<p>避難情報 ・ 自主避難の状況 (削除) ・ 避難世帯数及び避難者数 ・ 避難所の設置状況 区本部 福祉対策部</p>	<p>” ・ 避難情報の発令状況” は「収集する情報」ではないため</p>

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行 (後)	旧	新	修正理由
117	9	<p>応援要請先については基本的には被災市町村職員確保スキーム（全国スキーム）、指定都市行動計画等の包括的応援システム又は新潟県となる。</p> <p>ただし、緊急消防援助隊、DMATなどのように、すでに枠組みが確立されており、経験や専門スキルが必要となる災害対応業務については、指定地方行政機関、指定教協機関、民間協定事業者などを含め、その枠組みを応援要請先とする。</p>	<p>応援要請先については基本的には被災市町村職員確保システム（全国スキーム）、指定都市行動計画等の包括的応援システム又は新潟県となる。</p> <p>ただし、緊急消防援助隊、DMATなどのように、すでに枠組みが確立されており、経験や専門スキルが必要となる災害対応業務については、指定地方行政機関、指定公共機関、民間協定事業者などを含め、その枠組みを応援要請先とする。</p>	<p>防災基本計画に合わせ字句修正＋誤字修正</p>
129	33	<p>4 医療救護活動</p> <p>保健衛生対策部は、震災による被害の発生状況に応じ、災害医療コーディネーターを中心として、新潟市医師会等医療関係団体及び後方支援病院等の協力を得て、救護所及び後方支援病院等において医療救護活動を行う。</p>	<p>4 医療救護活動</p> <p>保健衛生対策部は、震災による被害の発生状況に応じ、災害医療コーディネーターを中心として、新潟市医師会等医療関係団体及び後方支援病院等の協力を得て、救護所及び後方支援病院等において医療救護活動を行う。必要に応じて、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣に関する調整を県に依頼する。</p>	<p>新潟県地域防災計画の修正に合わせて、下線部を追加。</p>
132	6	<p>実施担当</p> <p><u>福祉対策部</u> 保健衛生対策部 教育対策部 総務対策部 各区本部</p>	<p>実施担当</p> <p>保健衛生対策部 教育対策部 総務対策部 各区本部</p>	<p>当該節に福祉対策部が実施する業務が記載されていないため</p>
132	30	<p>(1) 保健衛生対策部、教育対策部及び各区本部の役割</p> <p>ア カウンセラー派遣計画、該当学校職員への説明会等について、連絡の方法を明確にし</p> <p>たうえで通知を行う。また、「<u>該当学校教員への説明会</u>」に係る会場の手配を行う。</p>	<p>(1) 保健衛生対策部、教育対策部及び各区本部の役割</p> <p>ア カウンセラー派遣計画、該当学校職員への説明会等について、連絡の方法を明確にし</p> <p>たうえで通知を行う。また、「<u>該当学校職員への説明会</u>」に係る会場の手配を行う。</p>	<p>文言整理</p>
132	34	<p>(2) 各学校の役割</p> <p>ア 「<u>該当学校教員への説明会</u>」を受け、こころのケアに係る職員研修、生徒児童への説明及び保護者への説明会を実施する。</p>	<p>(2) 各学校の役割</p> <p>ア 「<u>該当学校職員への説明会</u>」を受け、こころのケアに係る職員研修、生徒児童への説明及び保護者への説明会を実施する。</p>	<p>文言整理</p>

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行(後)	旧	新	修正理由
136	7	キ <u>メールなどによる広報</u> にいがた防災メールや緊急速報メール、 <u>ツイッターなど携帯電話やパソコンメールを</u> 活用した広報を実施する。	キ <u>メールやSNS等による広報</u> にいがた防災メールや緊急速報メール、 <u>新潟市危機管理防災局ツイッターなどを</u> 活用した広報を実施する。	広報媒体を明確に記載した。
142	23	また、 <u>避難所に</u> 救護所が開設される場合には、保健室及び周辺の必要なスペース等を救護所として使用する。	また、(削除) 救護所が開設される場合には、保健室及び周辺の必要なスペース等を救護所として使用する。 <u>医療救護活動を行う場合には、保健室で保管されている医薬品及び医療資機材を必要に応じて使用する。</u>	保健室の医薬品及び医療資機材が使用できる体制へ移行するため
143	3	ク <u>給食必要数</u> ケ <u>毛布等物資の要否及び必要数</u> コ <u>その他必要事項</u>	(削除) (削除) ク <u>食糧や物資の必要数</u> (削除)ケ <u>その他必要事項</u>	給食必要数の把握は行わないため
144	44	ク <u>給食必要数</u> ケ <u>毛布等物資の要否及び必要数</u> コ <u>その他必要事項</u>	(削除) (削除) ク <u>食糧や物資の必要数</u> (削除)ケ <u>その他必要事項</u>	給食必要数の把握は行わないため
150	6	実施担当 <u>福祉対策部</u> 保健衛生対策部 各区本部	実施担当 保健衛生対策部 各区本部	当該節に福祉対策部が実施する業務が記載されていないため

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行 (後)	旧	新	修正理由
167	29	3 支援物資の供給体制 (1) フェーズ毎の供給体制 ア 発災直後からプッシュ型支援開始まで（発災当日から概ね3日目まで） 市並びに県が避難所又は備蓄拠点に備蓄している物資を市（避難所担当職員、区本部区民生活班）が県と連携し、 <u>が</u> 避難者に配布する。	3 支援物資の供給体制 (1) フェーズ毎の供給体制 ア 発災直後からプッシュ型支援開始まで（発災当日から概ね3日目まで） 市並びに県が避難所又は備蓄拠点に備蓄している物資を市（避難所担当職員、区本部区民生活班）が県と連携し、避難者に配布する。	誤植修正
167	36	ウ プル型支援（発災14日目以降） 市（市民生活対策部市民生活班）が避難者のニーズに応じて物流事業者及び物資供給事業者の協力を得ながら支援物資を調達し、 <u>避難者</u> に供給する。	ウ プル型支援（発災14日目以降） 市（市民生活対策部市民生活班）が避難者のニーズに応じて物流事業者及び物資供給事業者の協力を得ながら支援物資を調達し、 <u>避難所等</u> まで供給する。	上段のイ プッシュ型支援期間の表記に合わせる
168	22	また、避難所に避難していない被災者に対しても、物資の提供を行うよう努める。なお、在宅の高齢者や障がい者等で、避難所に出向くことの困難な者に対しては、各区本部健康福祉班が <u>福祉対策部要配慮者・ボランティア班</u> と連携し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。	また、避難所に避難していない被災者に対しても、物資の提供を行うよう努める。なお、在宅の高齢者や障がい者等で、避難所に出向くことの困難な者に対しては、各区本部健康福祉班が <u>こども未来対策部</u> と連携し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。	H30.4～ボランティアはこども未来対策部が担当しているため（修正漏れ）
169	9	エ 避難所への輸送・配布 物流事業者は避難所に輸送する。	エ 避難所への輸送・配布 物流事業者は避難所に <u>物資</u> を輸送する。	文中に「物資を」を追記
169	37	エ 炊き出しの要員及び用具等が不足する場合は、各区本部は、災害対策本部 <u>事務局</u> を通じて、次の事項を明示したうえ、	エ 炊き出しの要員及び用具等が不足する場合は、各区本部は、災害対策本部（削除）を通じて、次の事項を明示したうえ、	事務局ではなく対策部による対応のため
172	1	（拠点給水所（飲料水兼用耐震性貯水槽設置））一覧を資料編 表3-1-19-2 に示す。）	（拠点給水所（飲料水兼用耐震性貯水槽））一覧を資料編 表3-1-19-2 に示す。）	資料編 表名称との用語を統一するため

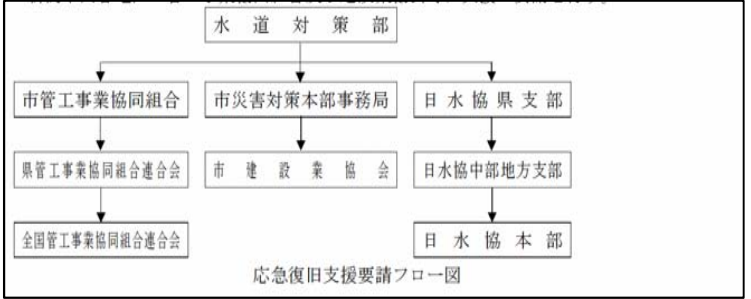
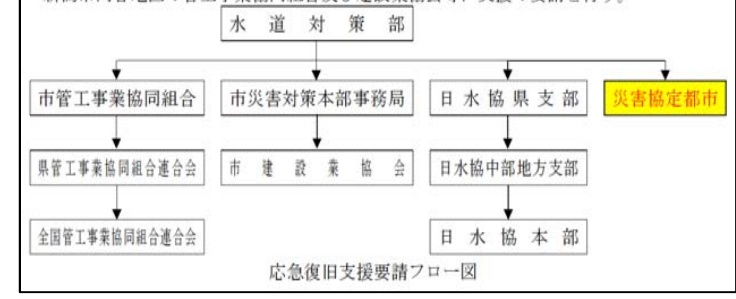
新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行(後)	旧	新	修正理由
173	1	実施担当 災害対策本部事務局 市民生活対策部 環境対策部 福祉対策部 こども未来対策部 保健衛生対策部 水道対策部 教育対策部 区本部	実施担当 災害対策本部事務局 市民生活対策部 環境対策部 福祉対策部 こども未来対策部 保健衛生対策部 水道対策部 教育対策部 区本部	市民生活対策部は実施担当外のため
181	20	2 保健衛生体制の推進と支援要請 保健衛生対策等が円滑に実施できるよう～、支援要請の依頼を行う。	2 保健衛生体制の推進と支援要請 保健衛生対策等が円滑に実施できるよう～、支援要請の依頼を行う。 <u>なお、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)や保健師等の応援派遣が必要な場合は、保健衛生対策部から県を通じ依頼する。</u>	応援派遣の体制について追加。
181	3	実施担当 市民生活対策部 環境対策部 <u>福祉対策部</u> 教育対策部 保健衛生対策部 水道対策部 各区本部	実施担当 市民生活対策部 環境対策部 <u>(削除)</u> 教育対策部 保健衛生対策部 水道対策部 各区本部	当該節に福祉対策部が実施する業務が記載されていないため
192	該当する表	表中の内容 (修正) 	下記のとおり、(修正) 	緊急対策計画の内容を修正するため

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行(後)	旧	新	修正理由
199	9	(1) 応急給水 応急給水に係る支援を要請する際には、市災害対策本部事務局、 <u>県水道係</u> と調整を図りつつ、～	(1) 応急給水 応急給水に係る支援を要請する際には、市災害対策本部事務局、 <u>県生活衛生課</u> と調整を図りつつ、～	県担当部署の名称が変更したため
199	14	(2) 応急復旧 応急復旧に係る支援を要請する際には、市災害対策本部事務局、 <u>県水道係</u> と調整を図りつつ、～	(2) 応急復旧 応急復旧に係る支援を要請する際には、市災害対策本部事務局、 <u>県生活衛生課</u> と調整を図りつつ、～	県担当部署の名称が変更したため
199	該当する図	<p>応急給水支援要請フロー図の内容 (修正)</p> <p>水道対策部</p> <p>市災害対策本部事務局</p> <p>日水協県支部</p> <p>新潟県</p> <p>日水協中部地方支部</p> <p>自衛隊</p> <p>日水協本部</p> <p>応急給水支援要請フロー図</p>	<p>下記のとおり、(修正)</p> <p>水道対策部</p> <p>市災害対策本部事務局</p> <p>日水協県支部</p> <p>災害協定都市</p> <p>新潟県</p> <p>日水協中部地方支部</p> <p>自衛隊</p> <p>日水協本部</p> <p>応急給水支援要請フロー図</p>	都市間協定等の支援内容を要請フロー図に加えるため

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行(後)	旧	新	修正理由
199	該当する図	<p>応急復旧支援要請フロー図の内容 (修正)</p> 	<p>下記のとおり、(修正)</p> 	都市間協定等の支援内容を要請フロー図に加えるため
206	6	<p>農業政策課 農村整備課 水産林務課</p>	<p>農林政策課 農村整備・水産課 (削除)</p>	組織改正 (林務は農林政策課, 水産は農村整備水産課に移管)
207	26	病虫害駆除のための	病虫害防除のための	病虫害の発生が予測される場合の措置のため文言整理
208	11	市関係農業協同組合	関係農業協同組合(又は市内関係農業協同組合)	文言整理 (209ページに「市内漁業協同組合」という表現がある)
207 208	該当箇	農業政策課長	農林政策課長	同上
215	3	<p>実施担当 教育対策部 福祉対策部 こども未来対策部 財務対策部 文化スポーツ対策部 各区本部</p>	<p>実施担当 教育対策部 こども未来対策部 財務対策部 文化スポーツ対策部 各区本部</p>	当該節に福祉対策部が実施する業務が記載されていないため

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行(後)	旧	新	修正理由
217	11	また、 <u>避難所に救護所が開設される場合には、保健室及び周辺の必要なスペース等を救護所として使用する。</u>	また、(削除)救護所が開設される場合には、保健室及び周辺の必要なスペース等を救護所として使用する。 <u>医療救護活動を行う場合には、保健室で保管されている医薬品及び医療資機材を必要に応じて使用する。</u>	保健室の医薬品及び医療資機材が使用できる体制へ移行するため
220	12	1 新潟市災害ボランティアセンターの設置 新潟市社会福祉協議会は災害発生後、新潟市災害対策本部と協議の上、～ 関係機関の緊密な連携のもと被害状況に応じて、以下の活動を行う。なお、 <u>新潟市災害ボランティアセンターの設置及び運営にあつては、新潟県災害ボランティアセンターとの協力体制を構築する。</u>	1 新潟市災害ボランティアセンターの設置 市社会福祉協議会災害対策本部は災害発生後、新潟市災害対策本部と協議の上、～ 関係機関の緊密な連携のもと、以下の活動等を行う。なお、新潟市災害ボランティアセンターの設置及び運営にあつては、新潟県災害ボランティア支援センターとの協力体制を構築する。	組織名称修正
220	17	(1)活動内容 <u>ア 新潟市災害対策本部との連絡調整</u> ～ <u>ク 災害ボランティアに関するマスコミ等の対応</u>	<u>ア 関係機関・団体との連絡調整</u> <u>イ 区災害ボランティアセンター間の連絡調整(資材等の調整、人員管理)</u> <u>ウ 災害ボランティアの募集等の情報の集約と発信</u>	(1)しかないため、項目名削除。 主な内容を簡潔に3つにした。

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行 (後)	旧	新	修正理由
220	29	<p>2 区災害ボランティアセンターの設置 区社会福祉協議会対策本部は、被災状況に応じて、市社会福祉協議会対策部や区災害対策本部と調整の上、区災害ボランティアセンターを設置する。 区災害ボランティアセンターでは、新潟市災害ボランティアセンターと調整を取りながら災害ボランティアの受け入れ及び活動調整等の実務を実施する。また、区災害対策本部は区災害ボランティアセンターの運営に協力する。</p>	<p>2 区災害ボランティアセンターの設置 区社会福祉協議会災害対策本部は、被災状況に応じて、市社会福祉協議会災害対策本部や区災害対策本部と調整の上「区災害ボランティアセンター」を設置する。 区災害ボランティアセンターでは、新潟市災害ボランティアセンター等と連携を取りながら以下の活動等を行う。 <u>必要に応じて、被災地周辺にボランティア活動拠点となるサテライトを設置する。</u> ア 被災者ニーズの把握、相談対応 イ ボランティアの受付、保険加入確認 ウ ボランティア活動調整と紹介・説明 エ 資機材の貸し出し・管理 オ ボランティア活動報告を受け、継続調整</p>	<p>区災害VCが現場であるのに、活動内容のボリュームが市VCより少ないため、下記ア～オまで展開した。運営協力は3で出てくるため削除。</p>
220	36	<p>3 災害ボランティアセンターの体制 市および区災害ボランティアセンターは、～市内新潟青年会議所や ～ <u>新潟市災害対策本部</u>はその運営に協力する。</p>	<p>3 災害ボランティアセンターの体制 市および区災害ボランティアセンターは、～市内青年会議所や ～ 市はその運営に協力する。</p>	<p>団体名修正、語句簡略化</p>
220	39	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>また、日本赤十字社新潟県支部は、新潟市災害ボランティアセンターに職員を派遣し、その運営を支援する。</u></p>	<p>他県の赤十字支部との連携のため。</p>
220	40	<p><u>4 災害ボランティアの受付、登録 災害ボランティアは平常時から ～</u></p>	<p><u>項目削除</u></p>	<p>必要なし</p>

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行 (後)	旧	新	修正理由
220	44	<p><u>5</u> 災害ボランティアの活動内容</p> <p>・避難所管理運営支援 ～ ・その他の支援</p>	<p><u>4</u> 災害ボランティア活動内容の例</p> <p>・がれきの撤去・分別</p> <p>・泥だし、室内清掃</p> <p>・引っ越しの手伝い</p> <p>・物資等の仕分け</p> <p>・炊き出し</p> <p>・災害ボランティアセンター運営の手伝い</p> <p>・こころのケアや交流活動の手伝い</p> <p>・コミュニケーション支援</p>	活動例を修正 (前述)
221	7	<u>6</u> 災害ボランティア活動への支援	<u>5</u> 災害ボランティア活動への支援	番号修正
221	12	(3) <u>会議室等</u> の活動拠点の提供	(3)活動拠点の提供	活動拠点は、会議室などの屋内でなく、駐車場などの屋外になることもあるため。
221	17	<p><u>7</u> 災害ボランティア活動保険への加入奨励</p> <p>災害ボランティア活動者については、災害ボランティア活動時の事故等の補償のため、ボランティア保険加入を行う。</p>	<p><u>6</u> ボランティア活動保険への加入</p> <p>災害ボランティア活動者については、活動時の事故等の補償のため、ボランティア活動保険加入を行う。</p> <p>市外からの活動者については、事前に加入するよう広報する。</p>	加入は奨励ではなく必須。また、近年は出発前に事前加入してくるようすすめている。
221	21	<p><u>8</u> 新潟市・区災害ボランティアセンターの閉所</p> <p>新潟市社会福祉協議会災害対策本部・区社会福祉協議会対策本部は、～</p> <p>閉所後、新潟市社会福祉協議会は、市民生活復興に向けた取り組みを市と連携し実施する。</p>	<p><u>7</u> 新潟市・区災害ボランティアセンターの閉所</p> <p>市社会福祉協議会災害対策本部・区社会福祉協議会災害対策本部は、～</p> <p>閉所後、市社会福祉協議会は、市民生活復興に向けた取り組みを市や関係団体と連携し実施する。</p>	番号修正 語句修正

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行(後)	旧	新	修正理由
221	図	連携イメージ図 県災害ボランティアセンター	連携イメージ図 県災害ボランティア支援センター 区災害ボランティアセンターの下に 「サテライト」追加	組織名修正 語句追加
236	3	実施担当 土木対策部 消防対策部 各本部	実施担当 土木対策部 消防対策部 各区本部	脱字
239	7	1 津波警報等の情報収集体制の確立 ～ [地震・津波の情報伝達系統図]	1 津波警報等の情報収集体制の確立 ～ [津波警報等の情報伝達系統図] 別紙1のとおり	津波の警報等の伝達系統のため、地震を抜く。 ※「津波警報等」で津波の情報や地震情報等も含まれていると考える。
242	26	津波が予想されないとき (地震情報に含めては発表)	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	誤字

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行 (後)	旧	新	修正理由
248	5	<p>3 住民等の避難行動 (1) 避難行動の原則 津波災害からの避難は、特に緊急を要することとなるが、以下の点に留意する。 ア 避難は原則として徒歩による。 <u>イ 避難指示（緊急）が発令された場合や「強い揺れ」「長い揺れ」を感じた場合には、迷うことなく避難行動を開始する。</u> <u>ウ 避難にあたっては、隣近所等で互いに呼びかけを行い、他者の避難行動に結びつけるように努める。</u> <u>エ 避難にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、防災関係機関等と連携し、可能な限り個別訪問を実施するなどの呼びかけを行うように努める。</u> (2) 避難開始の時期 <u>住民等が避難行動を開始する時期は次のとおりとする。</u> <u>ア 津波警報（津波又は大津波）が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められる場合。</u> <u>イ 避難指示（緊急）が発令されたとき。</u></p>	<p>3 住民等の避難行動 (1) 避難行動の原則 津波災害からの避難は、特に緊急を要することとなるが、以下の点に留意する。 <u>ア「強い揺れ」「長い揺れ」を感じた場合、又は、揺れを感じなくても津波警報等を見聞きしたら、迷うことなくできるだけ高い場所に避難する。</u> <u>イ 避難は原則として徒歩による。</u> <u>ウ 自ら率先した避難行動をとり、声掛けをするなど他者の避難行動に結びつけるように努める。</u> (2) 要配慮者への支援 <u>近隣住民同士で、避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準をあらかじめ検討し、避難の際に、可能な限り呼びかけを行うなど、避難の支援に努める。</u></p>	<p>○津波避難は急いで逃げる ことが重要。そのため、避難の基本的な考え方や三原則などを参考に、系統だてて整理した。</p>
256 257	表	<p>災害弔慰金、災害障害見舞金の表</p>	<p>別紙2のとおり</p>	<p>法令の改正による修正</p>
257	表	<p>「災害援護資金の貸付け条件」の表 利率：<u>3%</u>（据え置き期間中は無利子） ・・・ 償還方法：<u>年賦</u>（元利均等償還） 違約金：年<u>10.75%</u></p>	<p>「災害援護資金の貸付け条件」の表 利率：<u>保証人を立てる場合0%</u> <u>保証人を立てない場合1%</u>（据え置き期間中は無利子） ・・・ 償還方法：<u>年賦、半年賦、月賦</u>（元利均等償還） 違約金：年<u>5%</u></p>	<p>法令の改正による修正</p>

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行 (後)	旧	新	修正理由
275	13	(ア) <u>孤立防止用…衛星携帯電話</u> (エ) <u>応急…ケーブル</u> (オ) <u>ポータブル…衛星車載局</u>	(ア) <u>孤立防止対策用衛星電話</u> (エ) <u>応急復旧ケーブル</u> (オ) <u>ポータブル衛星車</u>	各自治体統一表記のため、 修正 (ア) 呼称統一のため (エ) 呼称統一のため (オ) 呼称統一のため
275	28 ～ 29	(ア) 情報連絡室 (イ) <u>(追加)</u> (イ) 災害対策本部	(ア) 情報連絡室 (イ) <u>支援本部</u> (ウ) 災害対策本部	N T T 東日本 H P で開示されている防災業務計画の対策組織に準拠し、(イ) 追加修正
275	下6	復旧に必要な資材は、 <u>新潟支店保有の資材…</u>	復旧に必要な資材は、 <u>電気通信事業者が保有する資材…</u>	各自治体統一表記のため、 表記修正
275	下2	<u>状況に応じた…ヘリコプターの空輸を行う。</u>	<u>状況に応じた運用方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。</u>	各自治体統一表記のため、 表記修正
275	下2	イ 復旧資材等の運搬方法 状況に応じた…空輸を行う。 ウ <u>項目追加</u>	<u>ウ 災害対策用資材置場等の確保 災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。</u>	各自治体統一表記のため、 表記修正
276	7	(ウ) <u>ホームページによる広報</u>	(ウ) <u>インターネットを通じたの周知</u>	各自治体統一表記のため、 表記修正
276	11	(ウ) 災害時用…電話) <u>等</u> 設置場所の周知	(ウ) 災害時用…電話) 設置場所の周知	各自治体統一表記のため、 表記修正呼称修正：「等」 削除
276	12	(エ) <u>災害用伝言ダイヤル…171の運用開始の周知</u>	(エ) <u>災害用伝言サービス提供に関する事項</u>	各自治体統一表記のため、 表記修正

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行 (後)	旧	新	修正理由
276	13	(オ) ホームページ等による…171利用方法の周知	(削除)	(エ)に含むため削除 各自治体統一表記のため、 表記修正
277	35	警戒体制：災害発生に備えて連絡体制を敷くべきと判断される場合 第1非常体制：災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、または災害が発生し必要と認めた場合 第2非常体制：大規模な災害が発生し、 <u>日常業務体制</u> での復旧が困難な場合	警戒体制：非常災害発生に備え <u>(削除)</u> 連絡体制を敷くべきと判断される場合 第1非常体制： <u>非常</u> 災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、または <u>非常</u> 災害が発生し、 <u>必要</u> と認めた場合 第2非常体制：大規模な <u>非常</u> 災害が発生し、 <u>第1非常体制</u> での復旧が困難な場合	組織整備に伴う社内マニュアル変更のため。

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行 (後)	旧	新	修正理由
281	20 ～ 21	(ア) 情報連絡室 (イ) 災害対策本部 <u>(追加)</u>	(ア) 情報連絡室 (イ) 支援本部 (ウ) <u>災害対策本部</u>	N T T東日本HPで開示されている防災業務計画の対策組織に準拠し、(イ) 追加修正
281	下8 ～	(ア) <u>孤立防止用…衛星携帯電話</u> (エ) <u>応急…ケーブル</u> (オ) <u>ポータブル…衛星車載局</u>	(ア) <u>孤立防止対策用衛星電話</u> (エ) <u>応急復旧ケーブル</u> (オ) <u>ポータブル衛星車</u>	各自自治体統一表記のため、修正 (ア) 呼称統一のため (エ) 呼称統一のため (オ) 呼称統一のため
281	下1	応急復旧に…は、 <u>該当支店保有の資材…</u>	応急復旧に必要な資材等については、 <u>N T T東日本新潟支店及び全国から資材等の調達を行い、必要に応じヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。</u>	各自自治体統一表記のため、表記修正
282	1	を行い、必要に応じ <u>ヘリコプターで空輸する。</u>	を行い、必要に応じ <u>ヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。</u>	各自自治体統一表記のため、表記修正
282	16	放送事業	放送事業者	呼称修正
282	23	<u>東日本電信電話(株)新潟支店</u> は、災害によって…	<u>電気通信事業者</u> は、災害によって…	各自自治体統一表記のため、表記修正
282	下8 ～ 11	イ 通信の途絶…をした理由 ウ <u>通信の途絶…の状況</u> <u>(追加)</u> エ <u>災害用伝言ダイヤル…サービス開始案内</u> オ <u>その他必要な事項</u>	イ 通信の途絶…をした理由及び状況 ウ <u>災害時用公衆(特設公衆電話)設置場所の周知</u> エ <u>住民に対して協力を要請する事項</u> オ <u>災害用伝言サービス提供に関する事項</u> カ その他必要事項	各自自治体統一表記のため、修正及び項番変更 イ イウを統合修正 ウ イウを統合修正 エ 項目追加のため オ 表記統一のため修正 カ エ追加で項番変更

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行(後)	旧	新	修正理由
282	下3	大規模災害が発生した場合は、…復旧を図る。	大規模災害が発生した場合は、 <u>NTT東日本の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。</u>	各自治体統一表記のため、表記修正
289	19	通信網についてシステムとしての信頼性の向上を <u>更に促進する。</u>	システムとしての信頼性の向上に <u>努める。</u>	各自治体統一表記のため、表記修正
289	25	(イ) <u>耐火</u> 構造	(イ) <u>防火</u> 構造	各自治体統一表記のため、表記修正
289	下7～	(ア) <u>孤立防止用…衛星携帯電話</u> (エ) <u>応急…ケーブル</u> (オ) <u>ポータブル…衛星車載局</u>	(ア) <u>孤立防止対策用衛星電話</u> (エ) <u>応急復旧ケーブル</u> (オ) <u>ポータブル衛星車</u>	各自治体統一表記のため、修正(ア) 呼称統一のため (エ) 呼称統一のため(オ) 呼称統一のため
290	7	め定められた <u>震度以上</u> の <u>出社体制</u> と、…	め定められた <u>規模以上</u> の <u>災害発生時</u> における <u>出社体制</u> と、…	各自治体統一表記のため、表記修正
290	9～10	(ア) 情報連絡室 (<u>追加</u>) (イ) 災害対策本部	(ア) 情報連絡室 (イ) <u>支援本部</u> (ウ) 災害対策本部	NTT東日本HPで開示されている防災業務計画の対策組織に準拠し、(イ) 追加修正
290	21	災害復旧資材等を <u>主要ビル</u> 等へ…	災害復旧資材等を <u>主要拠点</u> 等へ…	各自治体統一表記のため、表記修正

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行 (後)	旧	新	修正理由
290	24	復旧に必要な資材は、 <u>新潟支店保有の資材</u> …	復旧に必要な資材は、 <u>電気通信事業者が保有する資材</u> …	各自治体統一表記のため、 表記修正
290	30	…必要に応じヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。 <u>ウ 追加項目</u>	…必要に応じヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。 <u>ウ 災害対策用資材置場等の確保 災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。</u>	各自治体統一表記のため、 表記修正
290	下8	(ウ) 災害時用…電話) 等設置場所の周知 (エ) <u>災害用伝言ダイヤル…171の運用開始の周知</u> (オ) ホームページ等による…171利用方法の周知	(ウ) 災害時用…電話) 設置場所の周知 (エ) <u>災害用伝言サービス提供に関する事項</u> (オ) 削除	新潟県表記に統一修正： (ウ)「等」削除： (エ)表記統一のため修正： (オ)削除→(エ)に含むため
295	21 ～ 22	(ア) 情報連絡室 <u>(追加)</u> (イ) 災害対策本部	(ア) 情報連絡室 (イ) <u>支援本部</u> (ウ) 災害対策本部	N T T東日本HPで開示されている防災業務計画の対策組織に準拠し、(イ)追加修正
295	下10	重要回線の…電話) 等を設置するため、…機器、 <u>移動無線車</u> の出動により対応する。	重要回線の…電話) を設置するため、…機器、 <u>ポータブル衛星車</u> の出動により対応する。	各自治体統一表記のため、 修正呼称修正：「等」削除 呼称修正：用語の修正
295	下8～	(ア) <u>孤立防止用…衛星携帯電話</u> (エ) <u>応急…ケーブル</u> (オ) <u>ポータブル…衛星車載局</u>	(ア) <u>孤立防止対策用衛星電話</u> (エ) <u>応急復旧ケーブル</u> (オ) <u>ポータブル衛星車</u>	各自治体統一表記のため、 修正 (ア) 呼称統一のため (エ) 呼称統一のため (オ) 呼称統一のため
296	16	放送事業	放送事業者	呼称修正

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行 (後)	旧	新	修正理由
296	下8 ～ 11	イ 通信の途絶…をした理由 ウ 通信の途絶…の状況 (追加) エ 災害用伝言ダイヤル…サービス開始案内 オ その他必要な事項	イ 通信の途絶…をした理由及び状況 ウ 災害時用公衆(特設公衆電話)設置場所の周知 エ 住民に対して協力を要請する事項 オ 災害用伝言サービス提供に関する事項 カ その他必要事項	各自治体統一表記のため、 修正 イ イウを統合修正 ウ 表記統一のため修正 エ 項目追加のため オ 表記統一のため修正 カ エ追加で項番追加
313		実施担当 災害対策本部事務局 消防対策部 <u>福祉対策部</u> 保健衛生対策部 各区本部 市民病院対策部	実施担当 災害対策本部事務局 消防対策部 保健衛生対策部 各区本部 市民病院対策部	当該節に福祉対策部が実施する業務が記載されていないため
314	2	新潟空港事務所 <u>飛行場管制所</u> (伝達系統図内の名称)	新潟空港事務所(伝達系統図内の名称)	伝達系統の名称が現在の名称と相違していることによる修正。
315	イ (ウ)	日本赤十字社新潟県支部は、「災害 <u>救護実施</u> 対策本部」を設置するとともに、必要に応じて、現地に同本部を設置することとする。	日本赤十字社新潟県支部は、「災害対策本部」を設置するとともに、必要に応じて、現地に同本部を設置することとする。	名称変更が生じたため
315 ～ 316	イ (ア) a,c, g,i	日赤	<u>日本赤十字社新潟県支部</u>	正式名称へ修正
318	6	実施担当 災害対策本部事務局 消防対策部 <u>福祉対策部</u> 保健衛生対策部 各区本部	実施担当 災害対策本部事務局 消防対策部 保健衛生対策部 各区本部	当該節に福祉対策部が実施する業務が記載されていないため

新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行 (後)	旧	新	修正理由
5	表	<u>東北電力株式会社新潟営業所</u>	<u>東北電力株式会社新潟電力センター</u>	組織整備のため。
5	12	第二 <u>新潟県新潟地域振興局 局長 東区竹尾2丁目2-80 025-231-3167</u>	第二 <u>新潟県新潟地域振興局 局長 秋葉区新津4524-1 0250-24-7140</u>	誤植
6	21	<u>新潟県新潟地域振興局 地域整備部長 中央区川岸町3丁目18-1 025-231-8302</u>	<u>新潟県新潟地域振興局 地域整備部長 東区竹尾2丁目2-80 025-273-3187</u>	誤植
114	表 17	追加	別紙3【17 災害時応援協定一覧】のとおり	締結のため
140		表2-1-10-1_新潟市消防局現勢分布	別紙4【表2-1-10-1_新潟市消防局現勢分布】のとおり	時点修正
141		表2-1-10-2_新潟市消防団現勢分布	別紙5【表2-1-10-2_新潟市消防団現勢分布】のとおり	時点修正
145		表2-1-11-1 類別危険物製造所等施設数状況	別紙6【表2-1-11-1 類別危険物製造所等施設数状況】の とおり	時点修正
149		表2-1-15-1 <u><簡易非常警報器の設置></u>	表2-1-15-1 <u><簡易非常警報器の設置>の表を削除</u>	事業廃止のため

新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行(後)	旧	新	修正理由
151			別紙7【表2-1-16-1 避難場所等の所在地等】のとおり	補助避難所について説明するため
151	4	なお、受入可能面積は、 <u>第3部第2章第4節</u>	なお、受入可能面積は、 <u>第3部第1章第10節</u>	誤植
152 ～ 176		【表2-1-16-1 避難場所等の所在地等】	【表2-1-16-1 避難場所等の所在地等】（修正中）	指定状況に変更があったため。また、補助避難所は標記を変更するため。
183		表2-2-3-1 法指定された土砂災害警戒区域等 表2-3-3-1 法指定された土砂災害警戒区域等 (追加)	「中央区 旭町通2番町 南山配水場下 急傾斜地の崩壊 ○ー」 「西区 青山2、3丁目 青山本村 急傾斜地の崩壊 ○ ○」 「西区 小針南台、寺尾朝日通 小針自由ヶ丘 急傾斜地の崩壊 ○ ○」 別紙8【2-2-3-1 表 法指定された土砂災害警戒区域等】参照	区域指定について地元住民の同意が得られた為。 (新潟県による土砂災害警戒区域の指定に伴う追加)
187	一覧表の23	一覧表の区域名：権吉川 ・特別警戒区域（レッドゾーン）○	一覧表の区域名：権吉川 ・特別警戒区域（レッドゾーン）ニ 別紙8【2-2-3-1 表 法指定された土砂災害警戒区域等】参照	対策施設の整備完了により特別警戒区域（レッドゾーン）から解除となった為。
188	一覧表の15番	一覧表の区域名：竹野町（1） ・特別警戒区域（レッドゾーン）ニ	一覧表の区域名：竹野町（1） ・特別警戒区域（レッドゾーン）○ 別紙8【2-2-3-1 表 法指定された土砂災害警戒区域等】参照	区域指定について地元住民の同意が得られた為。

新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行 (後)	旧	新	修正理由
189		表2-2-3-1 法指定された土砂災害警戒区域等 表2-3-3-1 法指定された土砂災害警戒区域等 「西蒲区 間瀬 間瀬 地滑り ○ -」	表2-2-3-1 法指定された土砂災害警戒区域等 表2-3-3-1 法指定された土砂災害警戒区域等 (削除) 別紙8【2-2-3-1_表_法指定された土砂災害警戒区域等】 参照	重複記載のため削除
196	表 (東 区	表2-1-15-2 (表2-3-3-2)	別紙9【2-3-3-2 表 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設】のとおり	時点修正
217 ～ 222		2-4-2-1_表_津波避難ビルの所在地等	別紙10【2-4-2-1_表_津波避難ビルの所在地等】のとおり	時点修正
230		表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 5 新潟市における警報・注意報の発表基準 表差し替え	別紙11【3-1-2-1_表_防災気象情報発表基準】のとおり	最新版に差替え
231		<u>流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する</u>	<u>流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標で河川流域を1km四方の格子(メッシュ)に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの。流域雨量指数は、各地の气象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いる。</u>	H29.7.7流域雨量指数の精緻化により内容改訂
232		5 新潟市における警報・注意報の発表基準 ・ ・ 大地震や火山の噴火など、不足の事態・・・	5 新潟市における警報・注意報の発表基準 ・ ・ 大地震や火山の噴火など、不測の事態・・・	誤字

新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行 (後)	旧	新	修正理由
232		<p>7 土砂災害警戒情報 新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発令する。</p>	<p>7 土砂災害警戒情報 新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。</p>	<p>発令ではなく、気象庁では「発表」するを用いている。</p>
232		<p>8 記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象情報の一種として発表する。</p>	<p>8 記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、<u>府県</u>気象情報の一種として発表する。</p>	<p>気象庁の「記録的短時間大雨情報」の説明表現に統一</p>
232		<p>9 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、<u>都道府県</u>単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、<u>都道府県</u>単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p>	<p>9 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、<u>都道府県</u>における<u>二次細分区域</u>(*)単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、<u>一次細分区域</u>単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。 <u>(*)新潟県の一次細分区域とは、「上越」「中越」「下越」「佐渡」の4区域である。</u></p>	<p>気象庁では、平成28年12月15日より、科学的知見や新たな観測データの活用により、竜巻注意情報の精度を高め、発表区域を細分化して発表している。</p>

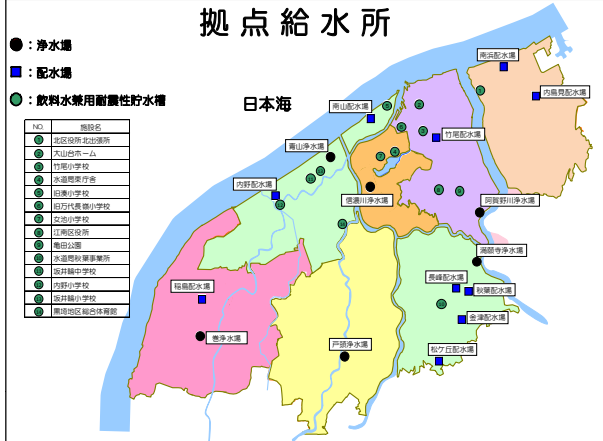

新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行 (後)	旧	新	修正理由
233		10 信濃川下流・中ノ口川洪水予報及び阿賀野川洪水予報 表掲載	10 信濃川下流・中ノ口川洪水予報及び阿賀野川洪水予報 表掲載 ----- ここ以降に挿入 ----- 11 <u>危険度分布の解説を追加</u> 別紙12【表3-1-2-1（追加）危険度分布情報等（表と図解説）】参照	内閣府 避難勧告等のガイドライン①（避難行動 情報伝達編）危険度分布情報等の地域防災計画への反映。
236		東北電力株式会社新潟営業所 総務課 電話番号 平日昼間 025-222-0653 平日夜間・休日 025-222-0653	東北電力株式会社新潟電力センター 総務課 電話番号 平日昼間 025-222-0653 平日夜間・休日 0120-175-366	昨年度報告済で未修正ならびに組織整備のため。
236	18 19	<u>東日本信電話株式会社</u> <u>新潟設備部災害対策室</u>	<u>東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 新潟支店</u> <u>新潟災害対策室</u>	脱字修正及び表記修正
239	18	① 震度5弱以上を記録したもの（ <u>震度6 弱以上</u> については、特別警報に該当）	① 震度5弱以上を記録したもの（ <u>緊急地震速報（震度6弱）以上</u> については、特別警報に該当）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合の緊急地震速報（警報）が特別警報に位置づけのため。なお、消防庁の要領に習って、修正を提案する。 ※消防庁の要領を確認願います。

新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行 (後)	旧	新	修正理由
244	表	表3-1-4-3 ヘリポート適地一覧 新潟空港 施設管理者 東京航空局新潟空港事務所長 <u>(追加)</u> 連絡先 <u>025-273-0263</u>	表3-1-4-3 ヘリポート適地一覧 新潟空港 施設管理者 東京航空局新潟空港事務所長 <u>(総務課)</u> 連絡先 <u>025-273-4567</u>	資料編P5の連絡先と整合をとるため
244		新潟空港 A滑走路 B滑走路 <u>エプロン</u> <u>Sエプロン</u>	新潟空港 A滑走路 B滑走路 (削除) (注:「エプロン Sエプロン」「幅×長さ」削除)	エプロン、Sエプロンから直接離発着する方式は定められていない。
261		表3-1-5-11 市内の救急告示病院 新潟南病院の所在地 <u>中央区女池神明1丁目7番1号</u>	表3-1-5-11 市内の救急告示病院 新潟南病院の所在地 <u>中央区鳥屋野2007番地6</u>	移転のため
261		表3-1-5-11 市内の救急告示病院 新潟南病院の座標(緯度・経度)世界測地系 緯度: <u>北緯37度53分25秒</u> 経度: <u>139度02分13秒</u>	表3-1-5-11 市内の救急告示病院 新潟南病院の座標(緯度・経度)世界測地系 緯度: <u>北緯37度53分01秒</u> 経度: <u>139度01分56秒</u>	移転のため
263		震度6弱以上の区 一斉開設 <u>(※3)</u>	震度6弱以上の区 一斉開設 <u>(削除)</u>	不要な記載のため
269	表	表3-1-18-1 集積・配送拠点 新潟コンベンションセンター <u>(追加)</u> 鳥屋野総合体育館	表3-1-18-1 集積・配送拠点 新潟コンベンションセンター <u>万代島多目的広場</u> 鳥屋野総合体育館	H29集積・配送拠点指定

新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行(後)	旧	新	修正理由
274	該当する図	<p>拠点給水所の図を差替え (修正)</p> 	<p>拠点給水所の図〔配水系統毎から行政区毎に〕差替え (修正)</p> 	<p>HP掲載内容との整合性を図ったため (※浄水系統毎から行政区毎に変更)</p>
275	該当する表	<p>表中の内容 (修正) ①配水池容量 (m³) ②222,741</p>	<p>下記のとおり、(修正) ①容量 (m³) ②219,690</p>	<p>適切な用語及び正確な数値に修正するため</p>
276	該当する表	<p>表中の内容 (修正) ①配水池容量 (m³)</p>	<p>下記のとおり、(修正) ①容量 (m³)</p>	<p>適切な用語に修正するため</p>

新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行(後)	旧	新	修正理由
277		表3-1-21-2 ごみ処理施設 (処理能力) 一般廃棄物最終処分場 江楓園 <u>14,886</u> m ³ 太夫浜埋立処分地(第3期) <u>64,192</u> m ³ 福井埋立処分地 <u>32,572</u> m ³ 第4赤塚埋立処分地 <u>445,278</u> m ³ ※埋立処分地の処理能力は「残埋立容量」H29.3末	表3-1-21-2 ごみ処理施設 (処理能力) 一般廃棄物最終処分場 江楓園 <u>12,797</u> m ³ 太夫浜埋立処分地(第3期) <u>55,093</u> m ³ 福井埋立処分地 <u>31,844</u> m ³ 第4赤塚埋立処分地 <u>436,887</u> m ³ ※埋立処分地の処理能力は「残埋立容量」H30.3末	処理能力の時点修正
277		表3-1-21-2 ごみ処理施設 施設名 <u>白根グリーンタワー</u> 所在地 <u>南区鍋湯字白蓮640-1</u> 電話 <u>025-371-5070</u> 処理能力 <u>破碎20t/5h</u>	表3-1-21-2 ごみ処理施設 施設名 <u>白根グリーンタワー</u> (削除) 所在地 <u>南区鍋湯字白蓮640-1</u> (削除) 電話 <u>025-371-5070</u> (削除) 処理能力 <u>破碎20t/5h</u> (削除)	施設廃止(H30年度末)のため削除
277		表3-1-21-2 ごみ処理施設 第4赤塚埋立処分地 所在地 <u>西区東山123番地1</u>	表3-1-21-2 ごみ処理施設 第4赤塚埋立処分地 所在地 <u>西区東山123_1</u>	標記の統一による修正
281	3	表3-1-24-1 検死・遺体安置所候補施設 「 <u>2 北区 下土地亀体育館</u> 」	(削除)	平成31年度施設解体予定のため 代替え施設候補なし
296 299 の 末		牧野興行, 牧野工業	牧野興業	誤字修正

新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正案 新旧対照表

ページ	行 (後)	旧	新	修正理由
308		東北電力新潟営業所 総務課 電話番号 平日昼間 025-222-0653 平日夜間・休日 <u>025-222-0653</u>	東北電力新潟電力センター 総務課 電話番号 平日昼間 025-222-0653 平日夜間・休日 <u>0120-175-366</u>	昨年度報告済で未修正ならびに組織整備のため。